令和8年度（2026年度）枚方市一般廃棄物最終処分場（穂谷2308番地）の維持管理情報

（令和8年　9月末日時点）

◎埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

※平成14年3月をもって埋め立ては終了しています。

◎擁壁等の点検を実施した日

点　検　月　日	異常の有無
4月6日	無
5月11日	無
6月 1日	無
7月6日	無
8月3日	無
9月7日	無
10月　日	
11月　日	
12月　日	
1月　日	
2月　日	
3月　日	

◎浸出液及び周辺地下水水質検査結果

処分場水質検査項目	単位	場所	5月12日	8月18日	1月ごろ	基準値
採取時間	－	最終処分場浸出液	9:30	9:44	○	※
		1号井戸	13:06	13:40	○	※
		2号井戸	14:02	14:21	○	※
天候	－	最終処分場浸出液	晴	晴	○	※
		1号井戸	曇	晴	○	※
		2号井戸	曇	晴	○	※
水温	℃	最終処分場浸出液	21.0	21.9	○	※
		1号井戸	15.6	17.6	○	※
		2号井戸	18.0	18.1	○	※
気温	℃	最終処分場浸出液	26.0	31.2	○	※
		1号井戸	23.0	33.6	○	※
		2号井戸	29.1	31.6	○	※
水素イオン濃度	－	最終処分場浸出液	12.4	12.2	○	※
		1号井戸	7.9	8.0	○	※
		2号井戸	7.6	7.7	○	※
生物化学的酸素要求量	mg/l	最終処分場浸出液	9.4	25	○	※
		1号井戸	<0.5	0.5	○	※
		2号井戸	<0.5	<0.5	○	※
化学的酸素要求量	mg/l	最終処分場浸出液	15	17	○	※
		1号井戸	1.0	1.0	○	※
		2号井戸	<0.5	<0.5	○	※
浮遊物質量	mg/l	最終処分場浸出液	8	8	○	※
		1号井戸	<1	5	○	※
		2号井戸	<1	5	○	※
大腸菌群数	個／㎤	最終処分場浸出液	＜1	＜1	○	※
	MPN/100ml	1号井戸	－	15	－	※
		2号井戸	－	<1	－	※
塩化物イオン	mg/l	最終処分場浸出液	620	580	○	※
		1号井戸	23	22	○	※
		2号井戸	12	12	○	※
電気伝導度	mS/m	最終処分場浸出液	470	557	○	※
		1号井戸	41.2	39.1	○	※
		2号井戸	25.5	22.9	○	※
全窒素	mg/l	最終処分場浸出液	16	17	○	※
		1号井戸	－	<0.05	－	※
		2号井戸	－	0.05	－	※
全リン	mg/l	最終処分場浸出液	0.009	0.012	○	※
		1号井戸	－	0.011	－	※
		2号井戸	－	0.019	－	※
アルキル水銀	mg/l	最終処分場浸出液	－	不検出	－	検出されないこと
		1号井戸	－	不検出	－	検出されないこと
		2号井戸	－	不検出	－	検出されないこと
総水銀	mg/l	最終処分場浸出液	－	<0.0005	－	0.0005以下
		1号井戸	－	<0.0005	－	0.0005以下
		2号井戸	－	<0.0005	－	0.0005以下

注：総水銀が検出された時に実施

1.「＜」については、定量下限値未満を示しています。
2.「－」については、検査実施該当月に当たらないため検査を実施していません。
3.「○」は、検査実施予定項目。
4.「注」のアルキル水銀については、総水銀が検出されたときのみ実施。
　「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量限界を下回ることをいいます。（アルキル水銀の定量限界は0.0005mg/L）
5.「※」については、規制対象外項目になります。

分析項目	単位	場所	5月12日	8月18日	1月ごろ	基準値
カドミウム及びその化合物	mg/l	最終処分場浸出液	−	<0.0003	−	0.003以下
		1号井戸	−	<0.0003	−	0.003以下
		2号井戸	−	<0.0003	−	0.003以下
鉛及びその化合物	mg/l	最終処分場浸出液	−	<0.005	−	0.01以下
		1号井戸	−	<0.005	−	0.01以下
		2号井戸	−	<0.005	−	0.01以下
六価クロム及びその化合物	mg/l	最終処分場浸出液	−	<0.02	−	0.02以下
		1号井戸	−	<0.02	−	0.02以下
		2号井戸	−	<0.02	−	0.02以下
砒素及びその化合物	mg/l	最終処分場浸出液	−	<0.005	−	0.01以下
		1号井戸	−	<0.005	−	0.01以下
		2号井戸	−	<0.005	−	0.01以下
全シアン	mg/l	最終処分場浸出液	−	不検出	−	検出されないこと
		1号井戸	−	不検出	−	検出されないこと
		2号井戸	−	不検出	−	検出されないこと
PCB	mg/l	最終処分場浸出液	−	不検出	−	検出されないこと
		1号井戸	−	不検出	−	検出されないこと
		2号井戸	−	不検出	−	検出されないこと
トリクロロエチレン	mg/l	最終処分場浸出液	−	<0.003	−	0.01以下
		1号井戸	−	<0.003	−	0.01以下
		2号井戸	−	<0.003	−	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/l	最終処分場浸出液	−	<0.001	−	0.01以下
		1号井戸	−	<0.001	−	0.01以下
		2号井戸	−	<0.001	−	0.01以下
ジクロロメタン	mg/l	最終処分場浸出液	−	<0.002	−	0.02以下
		1号井戸	−	<0.002	−	0.02以下
		2号井戸	−	<0.002	−	0.02以下
四塩化炭素	mg/l	最終処分場浸出液	−	<0.0002	−	0.002以下
		1号井戸	−	<0.0002	−	0.002以下
		2号井戸	−	<0.0002	−	0.002以下
1，2−ジクロロエタン	mg/l	最終処分場浸出液	−	<0.0004	−	0.004以下
		1号井戸	−	<0.0004	−	0.004以下
		2号井戸	−	<0.0004	−	0.004以下
1，1−ジクロロエチレン	mg/l	最終処分場浸出液	−	<0.002	−	0.1以下
		1号井戸	−	<0.002	−	0.1以下
		2号井戸	−	<0.002	−	0.1以下
1，2−ジクロロエチレン	mg/l	最終処分場浸出液	−	<0.004	−	0.04以下
		1号井戸	−	<0.004	−	0.04以下
		2号井戸	−	<0.004	−	0.04以下
1，1，1−トリクロロエタン	mg/l	最終処分場浸出液	−	<0.1	−	1以下
		1号井戸	−	<0.1	−	1以下
		2号井戸	−	<0.1	−	1以下
1，1，2−トリクロロエタン	mg/l	最終処分場浸出液	−	<0.0006	−	0.006以下
		1号井戸	−	<0.0006	−	0.006以下
		2号井戸	−	<0.0006	−	0.006以下
1.3−ジクロロプロペン	mg/l	最終処分場浸出液	−	<0.0002	−	0.002以下
		1号井戸	−	<0.0002	−	0.002以下
		1月29日　3月21日	−	<0.0002	−	0.002以下
チラウム	mg/l	3月21日　3月28日	−	<0.0006	−	0.006以下
		1号井戸	−	<0.0006	−	0.006以下
		2号井戸	−	<0.0006	−	0.006以下
シマジン	mg/l	最終処分場浸出液	−	<0.0003	−	0.003以下
		1号井戸	−	<0.0003	−	0.003以下
		2号井戸	−	<0.0003	−	0.003以下
チオベンカルブ	mg/l	最終処分場浸出液	−	<0.002	−	0.02以下
		1号井戸	−	<0.002	−	0.02以下
		2号井戸	−	<0.002	−	0.02以下
ベンゼン	mg/l	最終処分場浸出液	−	<0.001	−	0.01以下
		1号井戸	−	<0.001	−	0.01以下
		2号井戸	−	<0.001	−	0.01以下
セレン及びその化合物	mg/l	最終処分場浸出液	−	<0.002	−	0.01以下
		1号井戸	−	<0.001	−	0.01以下
		2号井戸	−	<0.001	−	0.01以下
1，4−ジオキサン	mg/l	最終処分場浸出液	−	<0.005	−	0.05以下
		1号井戸	−	<0.005	−	0.05以下
		2号井戸	−	<0.005	−	0.05以下
クロロエチレン	mg/l	最終処分場浸出液	−	<0.0002	−	0.002以下
		1号井戸	−	<0.0002	−	0.002以下
		2号井戸	−	<0.0002	−	0.002以下
ダイオキシン類（毒性等量）	pg−TEQ/l	最終処分場浸出液	−	0.00043	−	10
		1号井戸	−	0.031	−	10
		2号井戸	−	0.030	−	10

1．「＜」については、定量下限値未満を示しています。
2．「－」については、検査実施該当月に当たらないため検査を実施していません。
3．「○」は、検査実施予定項目。
4．「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量限界を下回ることをいいます。
（定量限界は、全シアン及び有機燐化合物 0.1mg/L、PCB 0.0005mg/L）
5．「※」については、規制対象外項目になります。

◎浸出液の処理後の放流水質分析検査結果一覧表（公共下水道へ排除）

（令和8年　9月末日時点）

	分析項目	単位	基準値	令和8年度											
				4月14日	5月19日	6月5日	7月15日	8月14日	9月15日	2026/10/	2026/11/	2026/12/	2027/01/	2027 /2/	2027/3/
環境項目等	水温	℃	45度以下	24.3	25.1	27.9	32.3	33.3	分析中	○	○	○	○	○	○
	水素イオン濃度（pH）	—	5以上9以下	8.0	7.4	8.1	8.1	7.8	分析中	○	○	○	○	○	○
	浮遊物質量	mg/l	600以下	3	<1	3	<1	<1	分析中	○	○	○	○	○	○
	生物化学的酸素要求量	mg/l	600以下	1.7	0.9	2.7	1.0	1.0	分析中	○	○	○	○	○	○
	塩化物イオン	mg/l	—	7200	10000	4200	8400	7900	分析中	○	○	○	○	○	○
	窒素含有量	mg/l	240以下	5.7	6.4	6.1	5.2	7.8	分析中	○	○	○	○	○	○
	燐（りん）含有量	mg/l	32以下	0.02	0.01	0.02	0.03	0.04	分析中	○	○	○	○	○	○
	n-ヘキサン抽出物質（動植物油）	mg/l	30以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	分析中	○	○	○	○	○	○
	n-ヘキサン抽出物質（鉱物油）	mg/l	5以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	分析中	○	○	○	○	○	○
	亜硝酸性窒素	mg/l	-	0.12	0.02	0.03	0.09	0.58	分析中	○	○	○	○	○	○
	硝酸性窒素	mg/l	-	3.9	3.2	5.0	1.9	3.3	分析中	○	○	○	○	○	○
	アンモニア性窒素	mg/l	-	0.8	0.5	0.3	0.5	1.5	分析中	○	○	○	○	○	○
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素含有量	mg/l	380以下	4.8	3.7	5.3	2.4	5.3	分析中	○	○	○	○	○	○
	フッ素及びその化合物	mg/l	8以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	分析中	○	○	○	○	○	○
	ホウ素及びその化合物	mg/l	10以下	0.6	0.2	0.3	0.8	0.9	分析中	○	○	○	○	○	○
	銅及びその化合物	mg/l	3以下	<0.01	－	<0.01	－	<0.01	－	○	－	○	－	○	－
	亜鉛及びその化合物	mg/l	2以下	<0.01	－	0.03	－	<0.01	－	○	－	○	－	○	－
	鉄及びその化合物（溶解性）	mg/l	10以下	<0.05	－	<0.05	－	<0.05	－	○	－	○	－	○	－
	マンガン及びその化合物（溶解性）	mg/l	10以下	<0.05	－	<0.05	－	<0.05	－	○	－	○	－	○	－
	クロム及びその化合物	mg/l	2以下	0.03	－	<0.02	－	0.02	－	○	－	○	－	○	－
	フェノール類	mg/l	5以下	<0.05	－	<0.05	－	<0.05	－	○	－	○	－	○	－
有害項目	セレン及びその化合物	mg/l	0.1以下	0.002	欠測※6	<0.002 <0.002（25日）	<0.002	<0.002	－	○	－	○	－	○	－
	六価クロム化合物	mg/l	0.2以下	0.02	－	<0.01	－	<0.01	－	○	－	○	－	○	－
	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.03以下	<0.0003	－	<0.0003	－	<0.0003	－	○	－	○	－	○	－
	鉛及びその化合物	mg/l	0.1以下	<0.005	－	<0.005	－	<0.005	－	○	－	○	－	○	－
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l	0.005以下	<0.0005	－	<0.0005	－	<0.0005	－	○	－	○	－	○	－
	シアン化合物	mg/l	1以下	<0.1	－	<0.1	－	<0.1	－	○	－	○	－	○	－
	砒素及びその化合物	mg/l	0.1以下	<0.005	－	<0.005	－	<0.005	－	○	－	○	－	○	－
	有機燐化合物	mg/l	1以下	<0.1	－	<0.1	－	<0.1	－	○	－	○	－	○	－
	PCB	mg/l	0.003以下	<0.0005	－	<0.0005	－	<0.0005	－	○	－	○	－	○	－
	チウラム	mg/l	0.06以下	－	－	<0.0006	－	－	－	－	－	○	－	－	－
	シマジン	mg/l	0.03以下	－	－	<0.0003	－	－	－	－	－	○	－	－	－
	チオベンカルブ	mg/l	0.2以下	－	－	<0.002	－	－	－	－	－	○	－	－	－
	トリクロロエチレン	mg/l	0.1以下	－	－	<0.002	－	－	－	－	－	○	－	－	－
	テトラクロロエチレン	mg/l	0.1以下	－	－	<0.0005	－	－	－	－	－	○	－	－	－
	ジクロロメタン	mg/l	0.2以下	－	－	<0.002	－	－	－	－	－	○	－	－	－
	四塩化炭素	mg/l	0.02以下	－	－	<0.0002	－	－	－	－	－	○	－	－	－
	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.04以下	－	－	<0.0004	－	－	－	－	－	○	－	－	－
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	1以下	－	－	<0.002	－	－	－	－	－	○	－	－	－
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.4以下	－	－	<0.004	－	－	－	－	－	○	－	－	－
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	3以下	－	－	<0.0005	－	－	－	－	－	○	－	－	－
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.06以下	－	－	<0.0006	－	－	－	－	－	○	－	－	－
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.02以下	－	－	<0.0002	－	－	－	－	－	○	－	－	－
	1,4-ジオキサン	mg/l	0.5以下	－	－	<0.005	－	－	－	－	－	○	－	－	－
	ベンゼン	mg/l	0.1以下	－	－	<0.001	－	－	－	－	－	○	－	－	－
	沃素消費量	mg/l	220以下	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	アルキル水銀化合物	—	検出されないこと	不検出	－	不検出	－	不検出	－	○	－	○	－	○	－
	色	—	支障をきたす色又は臭気を帯びない	無色透明 微下水臭	無色透明 微下水臭	無色透明 微下水臭	無色透明 微下水臭	無色透明 微下水臭	○	○	○	○	○	○	○
	ダイオキシン類（毒性等量）	pg-TEQ/l	10pg-TEQ/l以下	－	－	0.0011	－	－	－	－	－	○	－	－	－

1.「＜」は、定量下限値未満を示しています。
2.「—」については、検査実施該当月に当たらないため検査を実施していません。
3.「○」は、検査実施予定項目。
4.「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量限界を下回ることをいいます。　（定量限界は、アルキル水銀化合物 0.0005mg/L）
　なお、アルキル水銀化合物については、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物が検出された場合に測定を行います。
5. 令和8年4月1日に枚方市下水道条例が改正され、下水道への排除する汚水等に適用する排水基準が表の値に変更されました。
6. 5月分のセレン及びその化合物の測定は、排水処理設備改良後の6/25に実施した。

◎浸出液処理設備の定期点検及び処理の状況について
・浸出水排水処理施設については、平成16年11月より施設を休止しており、定期点検は実施しておりません。
・当該浸出水については、平成28年度までは穂谷川清掃工場の排水処理施設にて処理した後、下水放流しておりましたが
　平成29年4月より処理先を東部清掃工場の排水処理施設に変更して処理した後、公共下水道へ放流しております。

◎最終処分場の残余の埋立て容量について
※平成14年3月をもって埋め立ては終了しています。